

平成29年 第7回

南会津町農業委員会総会議事録

期 日 平成29年7月14日

会 場 丸山館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年7月14日（金） 午後3時30分

2 開催場所 丸山館

3 出席委員数 22人
会 長 30番 五十嵐伸人
会長職務代理者 29番 室井 文一
委 員

2番 平野 恒二	3番 赤井 美洋	4番 星 和孝
5番 渡部 和幸	6番 浅沼 誠治	7番 五十嵐喜一
8番 小椋貴一郎	10番 齋藤 融	11番 目黒久一郎
13番 平野 信行	14番 山内 敬	15番 馬場 久男
16番 湯田 義三	17番 湯田 孝義	18番 猪俣 忠久
19番 塩生 隆晴	21番 大竹 実	22番 湯田 重行
27番 星 久光	28番 渡部 一男	

4 欠席委員数 8人

1番 小山 裕司 9番 渡部 昭雄 12番 星 利一
20番 五十嵐久長 23番 星 清次 24番 小野 孝
25番 月田 宏 26番 星 又エ門

5 議事日程

- 第1 欠席委員の報告について
- 第2 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第1号 会務報告について
- 第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5 議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について
- 第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7 議案第4号 現況確認証明申請について
- 第8 議案第5号 農用地利用集積計画決定について
- 第9 議案第6号 農地利用集積円滑化事業規程の一部変更の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局 長 五十嵐 小一郎

局長補佐兼係長
主 査

渡 部 守 一
廣 野 由 美

7 会議の概要

開会前に事務局長が、7月7日に庁舎引っ越しに伴う書類運び作業に協力していただいた田島地域の農業委員にお礼の言葉を述べた。

審議に先立ち、総会開会を宣言し、「南会津町農業委員会憲章」の唱和を行った。

会 長 【会長挨拶】

南会津町農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条の規定により、議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました委員は、1番 小山裕司委員、 9番 渡部昭雄委員、12番 星 利一委員

23番 星 清次委員、24番 小野 孝委員、20番 五十嵐久長委員
25番 月田 宏委員、26番 星又エ門委員の8名であります。

本日の出席委員数は22名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。

議 長 **日程第2**「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、22番 湯田重行委員、27番 星 久光委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。

議 長 **日程第3**「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。
事務局から報告してください。

事務局 ※（会議資料により、会議等の内容を説明しながら報告する。）
（局長）

議 長 只今 事務局から会務の報告がありましたが、何かご質問ございませんか。

（「ありません。」の声あり。）

議 長 質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長 **日程第4** 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

21 番

議長

28 番

21 番

議長

18 番

事務局
(補佐)

議長

そのほか質問ありませんか。

議 長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、日程第5「議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について」、及び、日程第6「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、案件の内容が関連していますので一括して審議することといたします。 地区担当調査員の 21 番 大竹 実委員から調査結果の説明をお願いします。
21 番	大竹です。計画内容の変更の申請内容ですが、管財人が〇〇〇〇になっていて、7日に3名で話をしてきました。当初の計画では従業員の宿舍とか車庫の建設をする計画だったのですが、店の経営悪化により設計計画の実現が困難になったことから事業目的を変更せざるを得ないという理由で申請されています。議案第2号として、車両置き場に事業計画変更したいということです。さらに議案第3号としては、譲受人は昨年自社の車両置き場にしていた場所に倉庫を建設したため、車両置き場が不足していたところ、真向かいが今回の申請地になっておりまして、車両置き場として活用したいという今回の申請内容となっています。議案書のとおりです。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について、及び、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし。」の声あり。) 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について、及び、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第2号及び議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 日程第7「議案第4号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

番号1について、地区担当調査員の7番 五十嵐喜一委員から調査結果の説明をお願いします。

7 番 7番五十嵐です。現況確認の報告をいたします。

申請人は、〇〇〇〇〇〇〇。証明を受けようとする土地は、国道から林道に入り 750mほど入ったところで、〇〇〇〇〇〇〇〇〇になります。地現況は山林になります。昭和 40 年代まで桑畑として利用されてきましたが、養蚕の衰退により、昭和 55 年頃より周辺が山林化し耕作条件が悪く耕作しておらず、現在は山林化してしまったという内容です。本人と現地を確認してまいりましたが、林になっていて 40 年くらいは経っているかなと見てきました。農地に戻すには不可能な状況であると判断してきました。ご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。以上で議案第4号の審議を終了いたします。

議 長 日程第8「議案第5号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をしてください。

事務局 廣野です。議案第5号 農用地利用集積計画決定について」をご説明いたします。(廣野)

議案書の11ページをご覧ください。こちらは、7月分の利用権の設定内訳になります。筆数・面積を再設定・新規の順で申し上げます。再設定ですが、田が38筆・23,934㎡、畑は6筆・3,149㎡。計44筆、27,083㎡です。新規は、田が12筆・10,147㎡です。畑は30筆・17,047㎡。計

42 筆、327,194 m²です。再設定と新規合わせて田が 50 筆・34,081 m²、畑が 36 筆・20,196 m²で合計 86 筆、54,277 m²です。12 ページから 16 ページまでは、利用権設定の一覧表になっています。まず、番号 13 番から番号 32 番までの 20 筆につきましては、こちら耕作放棄地の再生利用緊急対策交付金事業の実施に伴います利用権設定となっておりますので、使用貸借権となっております。

また、15 ページになりますが、番号 63 から 81 番の 19 筆につきましては、再設定になりますが貸付人の希望によりまして耕作ができないということで使用貸借権となっております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第 5 号の審議を終了いたします。

議 長 **日程第 9「議案第 6 号 農地利用集積円滑化事業規程の一部変更の決定について」**を議題といたします。
事務局から議案の説明をしてください。

事務局
(補佐) 私の方から、議案第 6 号 農地利用集積円滑化事業規程の一部変更の決定について、説明させていただきます。資料 3 のほうに、町から農業委員会へ依頼文書が来ております。これは、経営基盤促進法の中で農業委員会が決定することになっていますので、これら要綱の変更に关しましては農業委員会で決定し市町村に送付することになっています。今回の変更の内容ですが農業委員会等に関する法律が改正になりましたが、その中で農業会議の部分がネットワーク機構という文言に替わりましたので、資料にマーキングしておきましたが、そうした文言の変更と、農業協同組合法が改正されていますがその中で基本要綱等も変わっておりますので、それら文言の整理をして変更したという中身です。文言の変更のみで、具体的に今までの事業での動きは変わりありません。以上でございます。

議 長	説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり。) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり。) 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。 以上で、本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。
議 長	次に、協議事項に入ります。 農地パトロールについて事務局から説明してください。
事務局 (局長)	(農地パトロールの実施について、資料に基づき提案。)
議 長	説明が終わりました。事務局提案に対して皆さんからのご意見を伺いたいと思います。
21 番	(大竹実) 工事完了報告書の未提出の一覧表ですが、すでに住宅も建っているのですが、未提出というのはこちらから言わないと出さないということでしょうか。
事務局 (局長)	申請者が忘れている可能性がありますので、完了しているようであれば声をかけていただければと思います。
事務局 (補佐)	補足して説明したいと思います。行政書士さんは、転用許可の件を申請してきます。それに基づいて所有権移転等はしますが、完了報告までは申請者の方に依頼を受けていないという事例も中にはございます。事務局からは、行政書士さんに「完了報告」まで一緒をお願いしているところですが、そういった事情で申請者からお願いしていない場合がありますので、そうした場合は事業の申請者の方に声かけていただければ、自分でできるような簡単な書類でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。
21 番	了解しました。
17 番	(湯田孝義) ○○○○はどうなっていますか。

事務局
(補佐) ○○○○の関係は、資金繰りの関係で延期、再延期と来ています。計画そのものも、当初の計画よりも若干規模は小さくなるが実施する計画で動いております。今年の秋口から工事を始める予定で報告ございますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

議 長 ほかにございませんか。

11 番 (目黒久一郎) 本日の欠席者の分はどうなりますか。

事務局
(局長) 欠席者には後日配布して説明をします。

27 番 (星久光) 農用地区域の真ん中に草地があって、いつの間にか旧村時代に農地でなくなったところがあるのですよ。草地を農地に戻すのにどうしたらいいか、教えてほしいのですが。

事務局
(補佐) 現在地目が原野であって、所有者がそこを耕作しているということであれば、農業委員会の農地台帳に登載することは可能です。ただ、登記のほうですが、地目の変更をやるやらないは個人の自由ですから、農地台帳とはまた別の取り扱いになります。課税も現況が農地であれば、農地としての課税されることになると思います。

27 番 わかりました。

議 長 ほかにありませんか。
(「ありません。」の声あり。)

議 長 ほかにないようですので、協議内容のとおり、農地パトロールを実施することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしとします。
農地パトロールの実施について、皆さんよろしく願いいたします。
次に、報告事項に入ります。
事務局から説明してください。

事務局
(局長) (2 アール未満の農業用施設建築届 1 件の報告)
(農地改良届 1 件の報告)

議 長	説明が終わりました。ご質問はございませんか。
	(「ありません。」の声あり。)
議 長	次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。
事務局 (局長)	(局長 業務日程について説明)
議 長	何か、ご質問ございませんか。
	(「ありません。」の声あり。)
議 長	その他に入ります。事務局からお願いします。
事務局 (局長)	(事務局から、臨時事務補助員の雇用の予定及び本日の資料について、終了後の懇親会に出席される方は事務局で預かることについて説明。)
議 長	その他、皆さんから何かございますか。
16 番	(湯田義三) 6月の町の定例議会で、ある議員が法人化の問題とライスセンターの問題を質問したようですが、その内容を伺いたい。
事務局 (局長)	町議会議員議員から、町主導で法人化等を進めてはどうかという質問があり、これに対する町長答弁は、どのような方法が良いかを含めて、今後前向きに検討していきたいという内容でした。 6月の議会で、有害鳥獣対策専門員の条例改正も行われ、専門職員が対策に当たることになりましたので併せて報告いたします。
議 長	そのほか、ありませんか。
	(「ありません。」の声あり。)
議 長	なければ、閉会のことばをお願いいたします。
職務代 理者	※(閉会のことば)

閉会 午後4時43分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

平成 29 年 7 月 14 日

議 長

22 番

27 番